

令和4年度 第1回鈴鹿市地域ケア推進会議 議事概要

日時 令和4年6月2日（木）午後3時

場所 鈴鹿市役所本館12階 1203会議室

出席委員：17名

菅原 秀次（会長）、西城 英郎（副会長）、若生 美樹、吉田 ひとみ、
菊山 佳昌、中西 淳一、寺田 隆、伊藤 健司、山本 勝也、福田 智女、
松永 真由美、中東 真紀、渥美 大輔、玉田 浩一、伊藤 淳、市川 栄、
長谷川 友子

事務局：14名

中村 昭宏（健康福祉部長）
長尾 浩幸（健康福祉部次長兼社会福祉事務所長）
服部 亨（健康福祉部健康福祉政策課長）
中上 陽子（健康福祉部長寿社会課長）
濱口 貴雄（健康福祉部長寿社会課管理グループリーダー）
市川 英二（健康福祉部長寿社会課高齢者福祉グループリーダー）
今西 優子（健康福祉部長寿社会課地域包括ケアシステム推進室）
宮崎 千夏（健康福祉部長寿社会課地域包括ケアシステム推進室）
伊藤 峻（健康福祉部長寿社会課地域包括ケアシステム推進室）
飯島 明日香（健康福祉部長寿社会課地域包括ケアシステム推進室）
内山 昂貴（鈴鹿市基幹型地域包括支援センター）
田中 浩樹（鈴鹿市社会福祉協議会権利擁護グループリーダー）
佐藤 秀人（鈴鹿市社会福祉協議会・生活支援コーディネーター）
丸山 祥子（鈴鹿市在宅医療・介護連携支援センター長）

《会議の概要》

- 1 あいさつ
健康福祉部長あいさつ
- 2 事務局自己紹介
- 3 鈴鹿市地域ケア推進会議（高齢者施策推進協議会）について
資料1 鈴鹿市高齢者施策推進協議会規則
鈴鹿市高齢者福祉計画（第9次計画 2021～2023年度）
- 4 委員の自己紹介
資料2 鈴鹿市地域ケア推進会議（鈴鹿市高齢者施策推進協議会）委員名簿
- 5 会長、副会長の選任

6 議事

(1) 会議の公開について

【議長（菅原）】

議事（1）番「会議の公開について」事務局より説明願います。

【事務局（中上）】

本会議におきましては、原則公開としております。本会議の開催につきましては、市ホームページにて事前に公表しており、本日、本庁舎南側掲示板にて掲示させていただいております。

会議録につきましては、市ホームページにて公開してまいります。

(2) 地域共生社会の実現へ向けた包括的支援体制の整備の進捗状況

【議長（菅原）】

議事（2）番「地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制の整備状況」ということで、事務局に御説明いただいてその後、皆様から御意見を頂戴したいと思います。

【事務局（中上）】

議事（2）番「地域共生社会の実現へ向けた包括的支援体制の整備の進捗状況」について、健康福祉政策課長から報告させていただきます。

【事務局（服部）】

議事（2）番「地域共生社会の実現へ向けた包括的支援体制の整備の進捗状況」についてさせていただきます。

令和3年度から生活困窮者の相談は健康福祉政策課におきまして相談を受けております。その中で鈴鹿市社会福祉協議会の職員2名がこの窓口に加わり、多様化・複雑化する相談内容に対しまして、対応する体制になっております。

まず、相談者の状況を聞き取り、相談者の抱える生活課題を整理いたしまして、関係機関との情報共有を図りながら、各支援制度により、相談者に寄り添った自立支援ができるように努めております。

また、関係機関、地域の方々からも寄せられる相談の中では、その状況に応じ、関係機関とともに支援を求める家庭に訪問し抱えている生活課題の解消を支援するためのアウトリーチ支援の充実にも努めております。

近年では、既存の制度の支援が届かないという制度の狭間問題や高齢化や人口減少に伴いまして、社会からの孤立や複合的な課題など、単独の相談機関では十分に対応できない、いわゆる福祉の狭間問題など、複雑化・多様化する福祉課題を抱える方が増加している現状でございます。

このような状況に対応ができるように本市の包括的支援体制の構築に取り組む上では、介護、障害、子ども、生活困窮の福祉の各分野が様々な複雑化した困難ケースに対応できるよう、分野ごとに実施していただいている相談支援

が一体的に行える仕組み作りを、地域を基盤として相談支援を充実させていく必要がございます。

そのことから令和3年度には鈴鹿市社会福祉協議会に、相談支援包括化推進員を1名配置しておりましたが、4年度からはその推進員がコミュニティソーシャルワーカーを兼ねるところで、4名配置をさせていただいております。このコミュニティソーシャルワーカーは、支援が必要な人や地域に対しまして、支援を通して地域と人を結び付け、生活支援や公的支援の活動を活用し、他機関、他分野との協働によりまして、課題解決に取り組む役割を担い、本市の包括的支援体制の核となる存在となっております。

また、生活困窮者から相談につきましては、給付金や支援金などによる支援だけではなく、家計改善を含めた一体的に窓口の方での相談を受けられるように、その生活困窮者の自立促進に繋げるため、令和4年度から鈴鹿市社会福祉協議会の職員1名を当課の方に家計改善に関する支援として実施をしていただいております。

まだまだ包括支援体制の整備に向けましては、関係機関、関係団体との連携や調整が現在順調に進んでいる状況ではございませんが、体制整備に向けまして方向性の協議や調整、課題改善に向けて皆様に御協力いただきたいと思います。

【議長（菅原）】

ただいまの事務局からの報告に関して、御質問等ありますでしょうか。

高齢者福祉計画策定委員会でも生活支援コーディネーターや相談支援包括化推進員、コミュニティソーシャルワーカーの役割はどういったものなのかという御質問がありました。特に地域包括的な支援体制の強化ということで、相談支援包括化推進員がコミュニティソーシャルワーカーを兼ねるということで御説明がありました。

【副会長（西城）】

包括的支援体制ということで、頑張ってくださいと思いますが、今の実態をもう少し教えてください。

【委員（中西）】

地域包括支援体制の整備ということで、今現場にいて思うことは、やはり担い手の問題で、看護や介護、ヘルパーを募集してもなかなか人が来ず、担い手がないということを感じております。地域包括ケアという観点ですと、やはり互助という、地域で助け合い活動をする仕組みを一つ作っていかねばならないというところで、なかなかこれは言うが易しで非常に理想論だとは思っていたのですが、地域に足を運ぶことによって、徐々に地域の助け合い活動ができていくというのを実感しております。

今までに4地区の地域での助け合い活動ができており、令和3年度に新たに3地区できております。鈴鹿市は地域づくり協議会が28地区ありますが、全ての地区で助け合い活動ができるよう取り組みたいと考えております。

【副会長（西城）】

地域ケア会議をもっと開催していただいて、地域の問題などを民生委員さんなどに情報共有してもらえればと思います。もっと全市にPRはできないのでしょうか、

【事務局（佐藤）】

令和3年度末の実績で、鈴鹿市の7地区で生活支援の取組をしているところを取り上げまして、リーフレットを作成いたしました。広報すずか5月20日号に合わせて自治会回覧を行って、啓発やPRをさせていただいております。色々な会議でもこれからこのリーフレットを活用していければと思います。

【委員（中西）】

まだ承認は得ておりませんが、各地区の取組に関する動画を作成して、YouTube等で配信して、様々な方に知っていただければと考えております。

【議長（菅原）】

その他御意見等ありますでしょうか。

【委員（中東）】

どんな課題、問題点が多いのか教えてください。

【委員（中西）】

如実な課題としましては、金銭面の部分で、1年で10万円という市の補助金で住民主体の活動を実施しなければならないので、10万円ではなかなかやりくりが難しいという御意見もあります。それから通院や買い物に関わる車の移動ですが、個人の車を使って事故をした際に、その保険は個人のものを使わなければならないということで、活動がなかなか進まない理由だと思っています。車をリースして、市の方でリース料を補助していただく、もしくは各地区に車を用意していただくとスムーズに進むのではないかと考えております。費用面が一番の課題だと思います。

【副会長（西城）】

この点について行政の考え方、どういう風に変えていきますか。

【事務局（中上）】

支え合い事業の中で移動支援ということがどこの地区でも課題になっておりまして、支援の中に移動がある、例えば病院行くためのお手伝い、買い物をするためのお手伝いの中で移動の支援をいただいております。現在はそれぞれ支援していただく方の車で、御自分の保険で対応いただいている地区もあります。最近の保険で移動支援用の保険を扱っている保険会社がありますので、それを利用している地区もございます。

移動支援というと、様々な移動支援の方法がありますが、説明いたしまし

た支え合いの中で行う移動支援のほかに、一ノ宮地区で実証実験を行っているような移動のみを支援するものもございます。車を地域で購入して移動支援をしている地区も一部ございます。

これからも各地区に合う支援，寄り添った支援を考えてまいりたいと思っております。

【議長（菅原）】

高齢者の移動の問題は，非常に大事な問題で，学生の卒業論文でもテーマとして使用されやすいものです。

その他御意見等がありますでしょうか。

・・・意見，質問なし・・・

（３） 身元保証と金銭管理等に関する進捗状況

資料３ 令和３年度意見書

資料４ 身元保証がない方の入院・入所に係るアンケート調査結果まとめ

【議長（菅原）】

議事（３）番「身寄りのない高齢者の身元保証と金銭管理等に関する進捗状況」について事務局より説明願います。

【事務局（中上）】

資料３「令和３年度意見書」を御用意ください。

昨年度に開催した２回の地域ケア推進会議で委員の皆様に議論いただきました。「身寄りのない高齢者の身元保証と金銭管理」につきまして，意見書にまとめ，令和４年１月２０日に菅原委員長と西城副委員長から市長へお渡しいただきました。意見書の内容を読ませていただきます。

身寄りのない高齢者の身元保証と金銭管理について

１ 本市の現状・課題

入院及び入所する際に病院及び介護施設等から身元保証を求められた場合，それを頼める親族がいらないという高齢者が市内全域で増加しており，身元保証人がいないことを理由に入院等を断られるという事例が出てきています。

また，身寄りのない高齢者が入院等する場合，必要物品の調達等の生活援助，金銭管理のほか，本人以外からの医療行為の同意について，ケアマネジャー及び医療ソーシャルワーカー等が，病院・施設側から求められてやむを得ず受け入れるなど，多くの現場で対応に苦慮しています。

中でも医療行為の同意については，意思決定や判断能力がない高齢者について，本人がどんな医療等を望んでいるかを確認できないことから，病院側が形骸的に第三者への負担を求めている現状があります。

２ 課題解決に向けた方向性

認知症高齢者等の判断能力が不十分な方については，公的な支援制度として

日常生活自立支援事業と成年後見制度がありますが、マンパワー不足があり、支援が始まるまでにかなりの時間がかかっているため支援体制を強化する必要があります。

また、これらの公的支援制度では身元保証を行う権限がないため、病院等が身元保証人に求める「支払いの保証」、「遺体の引き取り」、「医療行為の同意」について、対応できるよう医療機関、介護施設及び多職種の関係者が基本的事項を話し合う必要があります。

さらに、高齢者が元気なうちに医療等について考える機会を作り、関係者で共有することが重要です。

3 実現のための取組

高齢者及び高齢者に関わる方が安心して暮らすことができる鈴鹿市を目指すために、次のとおり取組を進めていただきますようお願いいたします。

- (1) 日常生活自立支援事業の推進及び成年後見制度の利用促進を図るため、中核機関を中心とした権利擁護体制を強化すること。
- (2) 身元保証がない方の入院・入所に係るガイドラインを作成し、その周知啓発に努めること。
なお、ガイドライン作成にあたっては、本協議会及び鈴鹿市地域包括在宅医療ケアシステム運営会議と連携し、多職種、病院、施設間の調整を行いながら進めること。
- (3) エンディングノートの活用やACPの周知啓発等、終活支援を推進すること。

この意見書の「3 実現のための取組」について、それぞれ現在の進捗状況を報告いたします。

はじめに、(1)「日常生活自立支援事業の推進及び成年後見制度の利用促進を図るため、中核機関を中心とした権利擁護体制を強化すること。」に関しまして、長寿社会課高齢者福祉グループ グループリーダーの市川から報告いたします。

【事務局（市川）】

権利擁護体制の強化について報告いたします。

意見書には、日常生活自立支援事業の推進及び成年後見制度の利用促進を図るため、中核機関を中心とした権利擁護体制を推進することと御意見いただいています。御承知のとおり、医療等の発展の影響が大きいと思われますが、長寿命化になり逆に認知症になられる方の割合が増加してきており、そのような場合には意思判断を行うことが難しくなり日常生活に支障をきたす方が増加しています。

以前であれば、そのような方のサポートを親族の方をお願いしていたわけですが、少子高齢化が進行する中で家族や親族の形態も変わっており、お一人暮らしの高齢者の増加などで、何かあった際に支援が受けられない方が増加しています。

そのような形で、日常生活に支障をきたす方が増加していることへの対策として国が成年後見利用促進法を制定し、全国の自治体に体制の強化を要請した

ところでは。

本市の場合、既に社会福祉協議会内に鈴鹿市成年後見サポートセンターみらいが開設され、多くの方の相談に対応いただいているところですが、法律の趣旨を受け、関係者間で強化に向けた協議をさせていただきました。

結果として、自治体が主体的にかかわるべきという法律の考え方に基づき、これまでの補助という形態から委託という形態に改めるとともに司令塔・事務局・進行管理機能を持つ中核機関に市も積極的に参画していくこととしました。併せて具体的な体制を強化するため、介護保険の予算を整理し、委託料としての予算を増額したところでは。

ただ、成年後見というのは高齢者の場合、どうしても認知症の症状が出てから慌てて対応するのですが、時間も手間もかかります。そのように事後に対応するのではなく、事前に備えることが今後重要であると考えています。後見だけにとらわれず事前に様々な契約を行っておくこと、エンディングノートなどで自分の意思を書き留めておくこと、またACP等で関係者と意思を確認しておくことなどが重要と考えています。

そういった点では事後処理的な後見だけではなく、広く権利を守るために権利擁護という概念で、しっかりと備えることの必要性についての啓発を行っていくことが最も重要であると考えています。

この4月から中核機関として新たにスタートしたわけですが、後見に関しても後見人とのマッチングをどうするのか、市民後見人を育成していくべきなのか、また医療同意や保証人として対応できるのかなど様々な課題があります。

今後も関係者の皆様との連携を強化しつつ協議を継続しながら、鈴鹿市の現状に合った鈴鹿市ならではの体制を作り上げていければと思いますので、今後とも多くの御意見をいただければと思います。

【事務局（中上）】

次に、実現のための取組の（２）「身元保証がない方の入院・入所に係るガイドラインの作成」につきまして、進捗状況を報告いたします。

ガイドライン作成に向けた検討を行うため、令和4年1月に身元保証作業部会を立ち上げました。この身元保証作業部会には、鈴鹿厚生病院の齋藤委員、鈴鹿地区老人福祉施設協会の伊藤委員、三重県介護支援専門員協会鈴鹿支部の福田委員、鈴鹿市基幹型地域包括支援センターの長谷川委員、それから本日事務局として出席している、鈴鹿市在宅医療・介護連携支援センターすずらの丸山センター長に御参画いただいております。

ガイドラインの作成にあたり、アンケート調査を実施いたしましたので、その結果を地域包括ケアシステム推進室の今西から報告いたします。

【事務局（今西）】

資料4「アンケート調査の結果 まとめ」を御用意ください。

アンケートの目的は、身寄りのない方の入院・入所に係るガイドラインを作成するにあたり、まずはその現状を把握するために実施いたしました。

アンケートの対象は病院部会に属する医療機関、施設として介護老人保健施設、介護老人福祉施設、介護療養型医療施設、グループホーム、居宅介護支援

事業所、地域包括支援センターとなります。実施期間、回収状況は記載のとおりです。

病院及び施設のアンケート結果についてですが、

「1.入院・入所にあたり身元保証人を求めているか」については、1か所の施設を除きほぼすべてが身元保証人を求めています。

「2.身元保証人」としては親族のほか、後見人や民間の身元保証会社があげられていますが、そのほか友人・知人などにも求められています。

「3.身元保証人に求める内容」は、支払いの保証のほか、退院・退所時の身柄の引き取り、死亡時の遺体・遺品の引き取りや手続きについて、また病院では医療同意についても求められています。

「4.身元保証人がいない場合」については、病院ではなくても受け入れているところも多いですが、施設では成年後見制度の活用や民間の身元保証会社を紹介されています。

「5.身元保証人がいる場合でも解決しなかった問題」として、引き取りの拒否や入院費の未払いのほか、身元保証人自体が高齢である場合や、病気、認知症等でその役割が果たせない事例も見られます。現場では何とか身元保証人を探してサインしてもらっていても役割を果たせない場合は意味がなく、形骸化しているものと考えられます。

「6.身寄りのない高齢者の身元保証・金銭管理の問題解決に向けて必要と思う取組」について、最も意見が多かったのは成年後見制度の利用促進や権利擁護体制の強化となっており、次いでガイドラインの作成、エンディングノートやACP啓発等終活支援の促進となっています。

「7.病院では手術などの医療行為が必要な場合で本人の同意が困難な場合」には、本人以外に医療行為の同意を求められています。

「8.求める相手」としては、親族やそれ以外に求めるほか、親族以外では民間の身元保証会社や成年後見人のほか、友人・知人、ケアマネジャー、民生委員、施設職員、地域包括支援センターといった方への依頼もなされています。

「9.医療に係る本人の意思決定が困難であるが、本人の医療行為に関する意向が確認できる場合には、医療行為を行う上で参考にするか」については、ほとんどの病院が参考にすると回答しています。病院での取り組みとして、エンディングノートやACPなどの記録物があれば患者の意思として尊重されてされたり、周囲の関係者からこれまでの生活歴や嗜好・価値観などを聞き取り検討されたり、基本的な医療倫理に基づく検討がなされています。また、臨床倫理コンサルティングチームによる多職種での検討を行っている医療機関もありました。

次に、ケアマネ・地域包括支援センターからのアンケート結果に移らせていただきます。

「1.入院、入所に当たり身元保証人の確保が難しい事例」は、半数以上の方があると回答しており、最も多いのは医療機関となっています。事例の概要については、一部抜粋を掲載しておりますが、ケアマネがその役割を担っている場合や、形式上知人が書類を記載した事例があります。また、民間の身元保証会社を利用した事例も複数回答がありました。

「2.身元保証人がいない場合の問題」については、誰がどのように判断を

するのか、本当に身寄りがいないのかどうか確認することができないことや、認知症などの判断能力の低下を明らかに認めない場合は成年後見制度の対象にならず、経済的事情により民間の身元保証会社の利用が難しい場合などが挙げられています。

「3. 民間の身元保証会社」については、半数の方が利用したことがあると回答しています。

「4. 身元保証会社の利用上の利点・欠点」については、利用してとても助かったとの回答もありますが、費用が高い、信用・信頼面での不安、透明性や管理監督が課題との回答がありました。

「5. 今後の対応」として、制度の利用促進や権利擁護体制の強化を望む声が最も多く、ガイドラインの作成のほか、ACPやエンディングノートの啓発、日頃から家族・親族関係を良好に保つことの必要性などが挙げられていました。

【事務局（中上）】

このアンケート調査の結果を踏まえて、ガイドラインの素案を作成していきます。医師会等の医療の関係機関や、施設の関係機関の御意見を伺いながら案をまとめてまいります。

それでは、次に実現のための取組（3）「エンディングノートの活用やACPの周知啓発等、終活支援の推進」について説明いたします。

エンディングノートの活用の周知啓発につきまして、鈴鹿市社会福祉協議会権利擁護グループの田中グループリーダーから御報告いただきます。

【事務局（田中）】

昨年度エンディングノートの啓発に関しまして、2つの講演会を開催いたしましたので、その内容とその反響等を報告させていただきます。

まず1つ目ですが、令和3年11月に、権利擁護講演会ということで落語を取り入れた講演形式でお話をさせていただきました。予想をはるかに上回るお申し込みをいただきまして、御参加いただけなかった方からも何とかその話を聞けないかというお声がありましたので、期間限定ではございますが、内容を録画いたしまして、動画配信ということで、公開をさせていただきましたところ、1ヶ月程度の短い期間ではございましたが、200名程度の方々に御視聴いただきました。

2つ目は、本年3月に開催いたしました鈴鹿ふくし大学につきまして、終活をテーマにいたしまして講演会を企画いたしましたところ、定員70名に対しまして200名を超える申し込みを頂戴しました。アンケートの結果を見ましても、市民の方々の終活等に対する関心の高さを感じる機会となりました。

また、参加を定員の関係からお断りをした方々から、開催を希望される声を多数寄せいただきましたので、本年5月11日に内容をそのままにいたしまして、再度講演会を企画いたしました。100名ぐらいの申込の予測でしたが、300名を超える方々の参加をいただきました。

内容としましては、サブテーマに、「今後考えるべき入院や医療、介護、財産管理、相続などにまつわる5つのこと」ということで、これから御自身や御家族に起こりうることを、具体的な事例をもとに交えてわかりやすく御紹介い

いただきました。

また、エンディングノートの活用や、家族で話し合っていくことはとても大切であり、家族としての心得というようなことについても幅広く御講演いただきました。

鈴鹿市社会福祉協議会としましては、先ほど市川グループリーダーからもお話ありました通り、中核機関というような位置づけで、本年度から運営を強化して取り組んで取るところですが、こういった市民の方々の終活等に関する関心の高さを受けまして、今後も終活の支援ということも業務の一つとして加えて取り組んでまいりたいと思います。

また、「エンディングノートを書いてください」、「家族会議を開いてください」といった啓発だけではなく、そういったお話を進めていただく中で、例えば、相続税の対策にまつわる話や墓じまいの仕方、遺言書についてなど、個別の相談にも柔軟に対応できるように、専門職の方々との連携も不可欠であると考えておりますので、権利擁護 ネットワーク会議等を通して、充実に取り組んでまいりたいと思いますのでよろしくお願いします。

【事務局（中上）】

A C P の推進に関しましては、地域包括在宅医療ケアシステム運営会議の専門委員会である、A C P 委員会で研修を重ねていただいております。普及啓発の方法などについて検討いただいております。

【議長（菅原）】

非常に大きなテーマで、全国的に問題が起きているものです。

エンディングノートやA C P、終末期ケア、終活などは、卒業研究・卒業論文でテーマに選ぶ学生が多いくらい、若い世代でも関心が高まっています。日常生活自立支援事業あるいは後見制度がある中で、特に財産管理に関しては充実してきているところがありますが、入院・治療・手術などの判断、延命措置を講ずるかどうかなになると、成年後見人では介入できないわけです。そういったことから、今年度に入って、西城先生とともに鈴鹿市長様に意見書という形で申し上げさせていただきました。

ガイドラインの作成にあたっては、一部の委員の方々とすずらの丸山さんに御協力いただきながら、作業部会を立ち上げ進めていただいているところでございます。

難しい問題ではありますが、御意見等がありますでしょうか。

【委員（伊藤）】

身元保証と金銭管理について、意見書を出していただいたことは、これから進めていく上で非常にありがたいと思います。

ただ、意見書にある2番目の課題解決に向けた方向性や3番目の実現のための取組ということで、ガイドラインを作ることはありがたいことなのですが、それだけでは取組としては非常に弱いと思います。

結局は、ケアマネさんや施設の職員、相談員さん、親身になって支援してもらっている民生委員さんたちが、困っていることの解決に繋がっていか

と思っています。意見書に沿って自己満足的にやっているのでは意味がないと思いますので、大きな後ろ盾として条例制定に向けて動いていかなければならないと思います。条例に罰則規定が盛り込まれるわけではないと思うのですが、条例がないと波及していかないと思います。

条例制定は住民請求でいくのか、議員提案でいくのか、首長提案でいくのか、この辺りは、基本的には首長提案でいくべきものであると思うのですが、そうなってきましたと、ここにいらっしゃる部長以下、行政の皆さんがこのことについて取り組んでいただかないと条例制定に向けての動きは取れないと思います。条例制定ができたからといって、霧が晴れるというものでもありませんが、ガイドライン作成だけでは弱いと思いますので、皆さんの御意見も聞きたいと思います。

【議長（菅原）】

身元保証に関する民間企業の活用などがありましたが、アンケートの数値等を分析させていただいたところ、保証会社を利用したか利用していないか、利用してみると色々な意味でサポートになると、利用していないからこそ不安に思えてしまうということもあるように思えます。現在あるものを利用しながら進めていく上で、更に大きな形で前に踏み出すという伊藤委員からの御意見でした。

西城先生御意見などありますか。

【副会長（西城）】

アンケート調査では身元保証会社の利点や欠点等の結果が出ておりますが、私は保証会社というものがよく分かりません。この保証会社に代わるものを行政として何かできないか、と思います。社会福祉協議会にもっと頑張ってもらって、市はもっと力強い経済的な支援をして、難しい問題を一つでも早く解決できるよう努力していただきたい。もちろん医療関係をはじめとした多職種も頑張っていかなければならないです。

それから、身元保証に関するガイドラインについての見通しはどうか。

【事務局（中上）】

ガイドラインについては、国の方が示している身元保証に関するガイドライン、他の市町で作成しているガイドラインを参考にしながら進めていこうと考えております。

【副会長（西城）】

社会福祉協議会とも協議をして、早急に作り上げていただきたい。

それから、成年後見制度について分からない人も多いと思うので、一般市民の方々向けに勉強会を各地区で開かれてはいかがでしょうか。エンディングノートやACPも頑張っていいただいていますけれど、内容をどう知っていただくかを考えていただきたいと思います。各地区の役員が集まるような場で成年後見制度等のPRの場を作らないといけませんね。

【議長（菅原）】

サポートセンターみらいが中核機関ということで西城先生が仰るとおり、推進していただいているところだとは思いますが、中西委員いかがですか。

【委員（中西）】

成年後見もそうですが、田中が申し上げたように、遺言書や相続のことは、非常に市民の方は興味を持っています。去年はコロナの影響で講座は1回だけの開催でしたが、33名の参加がありましたので、今年度以降そのあたりの充実を図っていきたいと思っています。

また、先ほどからお話に出ています身元保証会社につきまして、先駆的にガイドラインを作成している愛知県半田市の報告や、本日提示していただいたアンケートでもありますが、身元保証がいかに形骸化してきていることが分かりまして、漠然とした不安の中で身元保証を求めている事実がありますが、病院や施設の都合を最優先して身元保証会社に頼んでいる割合が鈴鹿市だけでなく全国的に多いです。身元保証会社の支援が不十分なケースや金銭管理が曖昧なケースもあり、結果病院や施設の都合を押し付けた結果ですね、その人が搾取されている現状があるという報告が上がっていますので、民間保証会社が悪いところばかりではないですが、社会福祉協議会に期待していただいてどこまでできるか分かりませんが、行政としっかり協議を進めていきたいと思っております。

【議長（菅原）】

その他御意見等ありますでしょうか。

【委員（渥美）】

先ほどの話の中で、成年後見制度の促進の話がありましたが、私も後見人の仕事をしていく中で、成年後見制度といえども、身元保証人や遺体の引き取りができない問題であったり、医療同意が基本的にできないという問題があったりするので、成年後見人がついているから全部が大丈夫という間違えた認識にならないように注意していただければと思います。

実際私も今年に一人保佐人をしている方が、急に体調を崩して救急搬送されまして、それまで自分で全て判断できていて、普段は相談に乗っているというレベルだったのですが、状態が悪化して意識もなく、病院からは食事が食べられなくなった時はどうするかなどを聞かれることがあって、非常に困りました。今後は、ある程度自己判断ができる内に、エンディングノートを活用して、病院の主治医の先生やソーシャルワーカー、後見人と時間をかけてノートを埋めていくことができれば私も心強いですし、よりスムーズな決定が促進されていくのではないかと感じました。

【副会長（西城）】

エンディングノートについてはその通りだと思いますが、やはり半年か1年に1回は、内容を見直していくことも必要だと思います。

【委員（玉田）】

エンディングノートと遺言書というところで、偶然明日津の公証人役場で遺言書の作成にあたることになりまして、変な言い方ですが、遺言書というのはある程度資産がある人が作っておくべきものですが、今課題になっているのは、辛うじて生きながらえているような独居の方々の最終ステージをどうするかというところで、やはりエンディングノート等を活用していただいて、最低限でも医療行為をどこまで希望されるかといったところしっかり押さえることが優先されるのではないかと思います。

また、アンケートの調査結果を見て思いましたのが、委員の中にも色々な団体がありますが、団体を活用して、制度の告知、啓蒙、啓発活動していただくことがもっと促進されるべきではないかと思いました。

【議長（菅原）】

その他ありますでしょうか。

・・・意見、質問なし・・・

（４） 地域ケア圏域会議の実績報告

資料５ 令和３年度鈴鹿地域包括支援センター 地域ケア圏域会議実績

【委員長（菅原）】

それでは引き続きまして、議事（４）番「地域ケア圏域会議の実績報告」について事務局より説明願います。

【事務局（中上）】

地域ケア圏域会議の実績報告については、鈴鹿市基幹型地域包括支援センターの内山さんから報告していただきます。

【事務局（内山）】

昨年度の地域ケア圏域会議の実績報告をさせていただきます。資料５「令和３年度鈴鹿地域包括支援センター 地域ケア圏域会議実績」を御覧ください。

地域ケア圏域会議は年間３回程度の開催となっておりますが、昨年度につきましては、４月から４包括が８包括に変わるという兼ね合いから、年度の当初は利用者さんの引き継ぎ業務等がありまして、１０月からのスタートとなっております。

１０月からということで、２回開催を目指しておりましたが、１月頃から新型コロナウイルスの第６波によりまん延防止等重点措置が発出されまして、２回目の開催を中止せざるを得ない包括が多く、年間１回の開催が多くなっております。第４包括につきましては、地区を更に細分化し、３回の開催という実績でございました。

内容課題については、高齢者の交通手段、身元保証、支援者のいない高齢

者等の課題が多く挙がっておりました。

また、今年度につきましては、第1回目の圏域会議の日程調整を随時行っておりますので、次回の本推進会議で今年度の実績報告を行わせていただければと思っております。

【事務局（中上）】

令和3年度の地域ケア圏域会議は、圏域が8つに分かれてから初めて開催され、関係機関・団体の日頃の活動や役割について意見交換など連携確認を行ったというような要素が強かったです。

第2回地域ケア推進会議では、今年度で開催される圏域会議の進捗状況を確認しながら、本推進会議で議題に挙げるべき事項を調整してまいります。

【議長（菅原）】

この地域ケア圏域会議は、初年度ということと、コロナの影響で開催状況に影響があったとのことでした。この会議により一層の期待をしたいところです。

何か御意見等がありますでしょうか。

【副会長（西城）】

この地域ケア圏域会議には、行政の方は入っていますか。こういう機関にこの地域ケア推進会議の内容の情報共有や、先ほどの後見制度などを分かりやすくPRしてはどうですか。

【委員（長谷川）】

令和3年度の地域ケア圏域会議には、長寿社会課さんとともに基幹型地域包括支援センターも全て出席しております。

地域包括支援センターは広域連合さんからの委託ですので、事業計画を立てる中で、この地域ケア推進会議の報告等を地域ケア圏域会議に下ろすという項目も入っております。

昨年度は、圏域が8つに分かれて1年目でしたので、この報告はできておりませんが、今年度の圏域会議では今回のこの推進会議の報告をさせていただきたいと思っております。

お忙しい中かと思いますが、医師会の先生方にも参加をお願いさせていただきますので、御協力いただきますようお願いいたします。

【議長（菅原）】

その他ありますか。

・・・意見，質問なし・・・

【議長（菅原）】

議事全体に関して何か御意見等がありますでしょうか。

・・・意見，質問なし・・・

【議長（菅原）】

本日の議事はすべて終了しました。

・・・議事終了・・・